

心身に障がいをお持ちの方へ 各種助成事業について

心身に障がいをお持ちの方に、各種助成事業をご紹介します。

身体障害者自動車改造費助成事業

身体に障がいがある方が就労等に伴い自らが所有し運転する自動車を改造する場合に、必要な費用の一部を助成します。

対象者	市内在住で、上肢・下肢・体幹機能障がいいずれかの1級または2級の身体障害者手帳の交付を受けていて、自動車の改造が必要な方 ※所得の状況等により対象外となる場合があります。
助成の対象となる改造の例	ハンドル・ブレーキ・アクセル等の一部改造
助成額	改造に要した費用(上限額10万円)
その他	助成を希望される方は、必ず改造前にご相談ください。申請書類等をご案内します。 改造後の申請はできませんのでご注意ください。 助成金の交付は対象者1人につき1車両1回限りです。

障害者自動車運転免許取得費助成事業

心身に障がいがある方が、就労等に伴い自動車運転免許を取得する場合に、指定自動車教習所で教習を受けるために必要な費用の一部を助成します。

対象者	市内在住で以下のいずれの要件にも当てはまる方 ・1～4級の身体障害者手帳、または療育手帳の交付を受けている方 ・道路交通法第88条に規定する自動車運転免許の欠格事由に該当しない方 ・道路交通法施行規則第23条に規定する適性試験に合格した方
助成の対象となる費用	申請者が教習所に納入した入学金、教習料金、検定料、卒業証明書交付手数料等
助成額	上記の費用(上限額10万円)
その他	助成を希望される方は、必ず教習所入所前にご相談ください。申請書類等をご案内します。 入所後の申請はできませんのでご注意ください。

重度障害者(児)住宅リフォーム助成事業

重度障がい者(児)の方が日常生活をおくりやすくするために、住宅の一部を改造する場合に費用の一部を助成します。

対象者	市内在住の障がい者で以下のいずれかの要件に当てはまる方 ・下肢または、体幹機能障がい、移動機能障がいいずれかの1級もしくは2級の身体障害者手帳の交付を受けている方 ・Aの療育手帳の交付を受けている方 ※所得の状況や、他の制度との併用などにより対象外となる場合があります。
助成の対象となるリフォームの例	玄関・廊下・屋内各室出入口等の通行、居室・台所・浴室・便所等の使用を容易にするための整備
助成額	リフォームするために必要な経費(上限額55万円)の4分の3
その他	助成を希望される方は、必ず着工前にご相談ください。申請書類等をご案内します。 着工後の申請はできませんのでご注意ください。 助成金の交付は対象者一人につき原則一回限りです。